

長崎労働局発表
平成28年8月29日

長崎労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 大庭 直美
雇用環境改善・均等推進指導官 石田 裕子
電話：095-801-0050

「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します

～平成28年9月1日から平成28年12月28日まで～

長崎労働局（局長 おおつか たかふみ 大塚 崇史）では、平成29年1月1日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法（以下「改正法」という。）が全面施行されることに伴い、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられることとなるため、労働者や企業の担当者からの相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。

- 1 平成27年度の妊娠・出産、育休等を理由とする不利益取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）及びセクシュアルハラスメントに関する相談状況について
長崎労働局雇用均等室（現長崎労働局雇用環境・均等室）で受けた妊娠・出産、育休等を理由とする不利益取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）に関する労働者からの相談件数は24件と前年度（23件）より微増（グラフ1）、セクシュアルハラスメントに関する労働者からの相談件数は41件と前年度（37件）より増加しました（グラフ2）。
- 2 ハラスメント対応特別相談窓口について
長崎労働局雇用環境・均等室（長崎市万才町）に、労働者や事業主等が相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。
期間：平成28年9月1日から平成28年12月28日^{（1）}
（ただし、土日・祝祭日は除く。）
時間：8時30分から17時15分
方法：電話又は面談（面談を希望される方は、原則来局していただきます。）
妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについての相談を中心に各種ハラスメント関係の相談を受け付けます。妊娠・出産後、または育児や介護をしながら働くための制度について知りたい場合もご相談ください。
- 3 改正法に関する説明会^{（2）}の実施について
事業主等が、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置の必要性を理解し、改正法等に基づき新たに義務付けられる内容に沿った防止措置を講じていただくため、厚生労働省が実施する「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」^{（3）}事業として、県内3会場において説明会を開催します。

- (1) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについての相談は、平成29年1月1日以降(ただし、土日・祝祭日、1月1日から1月3日までは除く。)も引き続き、長崎労働局雇用環境・均等室で受け付けます。
- (2) 説明会では、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策と併せて改正育児・介護休業法等の説明を行います。
- (3) 平成28年9月1日から平成28年12月31日までの期間、「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」と銘打ち、全国の都道府県労働局において事業主等を対象とした説明会や相談窓口を開設します。

<添付資料>

- 1 平成27年度マタニティハラスメント及びセクシュアルハラスメントに関する相談等の状況
- 2 「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！」チラシ
- 3 「改正育児・介護休業法等説明会」実施要領
- 4 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い・防止措置
- 5 「育児・介護休業法が改正されます！」リーフレット